

# 出産・子育て応援交付金事業を実施します

令和5年度から国の「出産・子育て応援交付金」により、すべての妊婦・子育て世帯を対象に、妊娠期から出産・子育て期まで一貫した「伴走型相談支援」と、「経済的支援」を一体的に実施する事業を開始します。



## ■ 伴走型相談支援の内容

すべての妊婦を対象に保健師による保健指導や管理栄養士による栄養指導を実施し、また、乳幼児を養育する子育て世帯を対象に子育て相談等を実施します。更に、関係機関とも情報共有しながら必要な支援が受けられるようお手伝いします。

## ■ 経済的支援の内容

妊産婦健診時の交通費や宿泊費、育児関連用品購入等の経済的負担軽減を図るため、妊娠時に「出産応援ギフト」、出産時に「子育て応援ギフト」を支給します。支給を受けるためには申請が必要です。

- 出産応援ギフト … 妊婦に対し、妊娠1回につき5万円を支給します
- 子育て応援ギフト … 児童の養育者に対し、対象児童1人につき5万円を支給します

## ■ 申請方法

妊娠の届出時や新生児訪問の際に町の保健師がアンケートや面談を行います。面談実施後、申請書に必要事項を記入のうえ、提出してください。

なお、他の市町村から出産・子育て応援交付金を受けている場合は羽幌町から支給されません。また、市町村や医療機関等の関係機関が把握した情報を必要に応じて相互に確認、共有することに同意していただきます。

### 里帰りする方へ

出産・子育てのため里帰りしている妊産婦・養育者であっても、羽幌町に住民票のある方は、羽幌町の出産・子育て応援ギフトの支給対象者となります。保健師が面談できない場合は、里帰り先の市町村に依頼します。羽幌町が里帰り先での面談等を確認できた後に申請書を提出していただくことになります。

### 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに妊娠、出産された方へ

出産応援ギフト、子育て応援ギフト共に支給対象となります。対象者には申請書を送付していますので、提出してください。

☎ **お問い合わせ**（伴走型相談支援に関すること）すこやか健康センター ☎ 62-6020  
（経済的支援に関すること）福祉課子ども係 ☎ 68-7004（課直通）